

平成25年度

工 事 監 査 報 告 書

富 里 市 監 査 委 員

富 監 第 8 2 号

平成26年3月14日

富 里 市 長 相 川 堅 治 様
富 里 市 議 会 議 長 鈴 木 英 吉 様

富里市監査委員 川名部 正 一

富里市監査委員 江 原 利 勝

平成25年度工事監査結果について（報告）

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、工事監査を実施したので、同条第9項の規定により結果を報告します。

1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定に基づく工事監査

2 監査の対象

- (1) 対象工事 富里市浄水場施設更新工事
- (2) 監査対象部課 富里市水道課

3 監査の期間

平成25年12月19日～平成26年3月13日

(現地調査日 平成26年1月23日)

4 監査の範囲

対象工事に係る契約事務，計画，設計，積算，施工及び工事監理・検査等について監査を実施した。

5 監査の方法

本工事監査は，技術的事項に主眼を置くことを目的とするため，特定非営利活動法人 建設技術監査センターに委託のうえ，専門技術士による技術調査という方法により実施したものである。

調査実施手続として，技術士が関係書類の調査を行ったのち，現地に赴いて更に調査を実施した。

現地調査においては，契約関係書類，設計図書等の工事関係書類との確認及び工事現場の实地調査を行い，関係職員等からも説明を聴取した。

6 監査の結果

監査の結果，対象工事に係る契約事務，計画，設計，積算及び施工管理等については，おおむね良好かつ効率的に執行されているものと認められた。

工事技術調査報告書の「調査結果と評価」にあるとおり，今回の工事監査の調査結果においても，おおむね良好であると評価された。しかしながら，技術士から「指摘事項」とされた点については，今後，適切な対応を講じるよう望むものである。

富里市監査委員 様

工事監査技術調査報告書

工事件名

富里市浄水場施設更新工事

調査実施日：平成 26 年 1 月 23 日

特定非営利活動法人 建設技術監査センター

目 次

はじめに

1. 工事概要	1
1.1. 工事の名称	1
1.2. 工事の概要	1
2. 調査実施要領	2
2.1. 調査基本方針	2
2.2. 調査項目	2
2.3. 調査資料	2
2.4. 調査日程	3
2.5. 調査場所	3
2.6. 出席者	3
3. 調査における着眼点	4
3.1. 工事計画における着眼点	4
3.2. 設計における着眼点	4
3.3. 積算における着眼点	6
3.4. 契約における着眼点	7
3.5. 工事監理・施工における着眼点	8
3.6. 環境保全における着眼点	9
3.7. 安全衛生における着眼点	10
3.8. 施工現場における着眼点	10
4. 調査結果と評価	12
4.1. 総合評価	12
4.2. 個別評価	12
4.3. 指摘事項	13

おわりに

はじめに

本報告書は、平成 26 年 1 月 23 日に実施した富里市浄水場施設更新工事に係る工事監査(以下「技術調査」という)の結果について取りまとめたものです。

技術調査は、「工事監査技術調査業務委託請書」に基づき、富里市監査委員の要請で実施したもので、対象工事の技術面に関して専門的な立場から調査を行った結果について報告します。

1. 工 事 概 要

1.1. 工事の名称

富里市浄水場施設更新工事

1.2. 工事の概要

工 事 場 所：富里市浄水場

工 事 内 容：浄水場施設更新

【既設設備撤去】

配水ポンプ(可変速陸上型、 $\phi 150$ 、 $2.43\text{m}^3/\text{分}$ 、揚程 45m、37kw) 4 台

配水ポンプ(固定速陸上型、 $\phi 150$ 、 $2.43\text{m}^3/\text{分}$ 、揚程 45m、37kw) 2 台

配水ポンプ廻り連絡管 一式

電気設備 一式

自家発電設備(ディーゼル発電機 200kVA 6600V) 1 台

【配水ポンプ更新】

可変速水中斜流型($\phi 200$ 、 $4.2\text{m}^3/\text{分}$ 、揚程 32m、37kw) 2 台

【電気計装設備更新】

配電盤及び制御盤 一式

既設盤及び監視制御 設備機能増設 一式

【配水ポンプ廻り連絡管更新】

NCP、DIP NS $\phi 200 \sim \phi 400$ 一式

【受水連絡管新設】

DIP NS $\phi 400 \sim \phi 500$ 一式

【ポンプ棟設備整備】

シャッター W2.5m×H2.5m 1 箇所

空調 2 組

請 負 業 者：福井電機株式会社

千葉市中央区問屋町 16-3

請 負 金 額：210,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

工 事 監 理：株式会社 環境技研コンサルタント

千葉市中央区都町三丁目 14-4

2. 調査実施要領

2.1. 調査基本方針

技術調査は、富里市監査委員の立会いの下、2人の調査員が工事関係者との質疑応答、書類調査並びに工事現場における施工状況を確認することによって実施しました。

調査内容は、「工事監査技術調査業務委託仕様書」に示されたとおりです。

- ① 設計基準、資料等の整備状況及びその運用の正否
- ② 設計書（設計図書、仕様書、明細書）の正否
- ③ 設計見積の正否
- ④ 工事施工計画及び工種毎の工程表の正否
- ⑤ 設計書と施工状況との対比及びその正否
- ⑥ 各種検査、材料試験等の実施状況及びその正否

2.2. 調査項目

調査基本方針に基づき、計画、設計、積算、施工、工事監理並びに品質管理等が適切に行われているか否かを調査しました。

さらに、契約、安全衛生の他、最近社会的問題になっている建設環境、周辺住民の安全及び環境保全についても調査対象に加えました。調査にあたっては、調査員が市民の目線に立って実施しました。

調査項目は次のとおりです。

- ① 計画（事業目的・概要、事業採択の優先性、事前調査、関係協議等）
- ② 設計（設計基準、機能性、構造、耐震性、埋設物対応、施工法、維持管理面、工期設定等）
- ③ 積算（積算基準、積算条件、コスト縮減、グリーン購入法等）
- ④ 契約（業者の選定、落札率等）
- ⑤ 工事監理・施工（施工計画、施工体制、品質管理等と施工状況確認）
- ⑥ 環境保全（解体・廃棄物処理、リサイクル等、周辺環境）
- ⑦ 安全衛生（労働安全管理）

2.3. 調査資料

工事担当者、工事関係者から提出された資料に基づいて調査を行いました。主な資料は次のとおりです。

- ① 事業概要関係書類
- ② 設計図書
- ③ 積算関係資料
- ④ 契約関係資料
- ⑤ 施工計画書、施工記録、写真等

2.4. 調査日程

平成 26 年 1 月 23 日 (木)

10:00～12:00、13:00～13:40 書類審査

13:40～14:30 現地調査

14:50～15:10 調査結果の取りまとめ

15:25～15:45 講評

2.5. 調査場所

富里市水道事業所 2 階会議室 及び 工事現場

2.6. 出席者

①監査執行者

富里市

代表監査委員

川名部 正一

監査委員

江原 利勝

②工事担当者(発注者)

富里市

水道課長

萩原 三夫

主査

小笹 勝巳

主査

並木 義昭

主査補

辺志切 大輔

③工事関係者

(施工) 福井電機株式会社

環境システム部

営業課長

八木 信行

現場代理人監理技術者 磯貝 重和

主任技師

立崎 賢一

(設計、工事監理) 株式会社環境技研コンサルタント

取締役

菅田 和夫

水工部第一課長

内藤 栄一

水工部第二課長代理

小熊 徹

④監査事務担当者

富里市

監査委員事務局長

中嶋 保雄

副主幹

四宮 浩利

主査補

岩瀬 倫明

⑤技術調査員

特定非営利活動法人 建設技術監査センター

主調査員：中村 憲司 技術士(建設部門)、アスベスト診断士

調査員：佐伯 勲 技術士(総合技術監理部門、建設部門)、一級建築士、
1 級土木施工管理技士、公共工事品質確保技術者(I)

3. 調査における着眼点

3.1. 工事計画における着眼点

昭和 48 年度に事業認可を受けた富里市水道事業は、昭和 57 年度の第一次拡張事業において給水区域を市全域に拡張し、計画給水人口 53,000 人、計画 1 日最大給水量 22,270m³ の規模で認可を受け、施設整備を行ってきました。

しかしながら、未給水区域の解消には至らないまま人口減少時代を迎え、計画給水人口や計画最大 1 日給水量を現状見合いにすることを迫られるとともに、事業認可当初から 40 年を経た施設の老朽化が課題となっています。

設備の老朽化だけでなく、製造中止から長い年月が経過したことによる調達継続困難を理由に、さまざまな装備について製造メーカーからリプレース要請がある状況です。また、導水施設や配水施設に石綿管が残っていて耐震性に劣るなどの懸念もみられます。

ポンプを始めとして、既に一部設備が運転休止していますが、現状給水人口が 36,000 人程度と計画の 7 割未満に止まっているために対応できている状況で、予備系がない設備もあり、生活インフラとしての安定性が不足しています。

このため、拡張事業を一時休止の上、設備更新を行う必要があるとの判断に基づき、設備更新計画が立案されて今回の工事に至っています。その更新規模については、最大給水人口見合いでなく現況見合いとするなど、社会動向との整合を図った合理的な計画とされています。

なお、平成 22 年度の水道補助事業に係る事業再評価においても、当面の施設更新の優先を掲げています。

本工事は、これに基づいて昨年度実施予定でしたが、漏水事故が発生したことに伴い、工事期間中の給水逼迫のおそれから延期した上、冗長性を重視した計画に見直されています。

以上から、重要な生活インフラとして、普段の給水に支障が起きないように万全を期すとともに、災害時における地域住民の安心と安全を守り防災機能の向上を図る必要があることを踏まえた優先度の高い事業であると判断されます。

3.2. 設計における着眼点

(1) 設計図書・設計基準

本工事は、平成 23～24 年度に行われた施設更新設計業務委託によって 4 ケ年の設備更新年次計画を定めた上で設計されており、準拠基準に関しては最新改訂に対応しています。

準拠した設計基準は次のとおりで、特に水道施設設計指針 2012 年版は 12 年ぶりの改訂にあたっており、これに準拠するため、新たな配水池計画も別途想起されています。

このほか、水道法、建築基準法、電気事業法といった関係法令並びに水道工事標準仕様書(社団法人日本水道協会)や土木工事共通仕様書(千葉県)に準拠しています。

- ・ 水道施設設計指針 2012 社団法人日本水道協会 平成 24 年 7 月
- ・ J I S 日本工業規格
- ・ J E C 社団法人電気学会電気規格調査会標準規格
- ・ J E M 社団法人日本電機工業会規格
- ・ J W W A 社団法人日本水道協会規格

(2) 設計方針・重点事項

3.1. でも示したように、人口減少を見据えて現況見合いの設備規模に更新する計画とし、それらに基づいて更新するポンプ規模等を定めています。

生活インフラとして、いつ何時も給水停止できない社会的使命を踏まえ、工事期間中の給水体制にも不測の事態が生じないように、十分な配慮をしています。

(3) 設備諸元の決定

設備については、次年度工事予定のもう 1 系統の更新後の能力と併せて、現況見合いの規模を設定しています。

昨年度の漏水事故を踏まえ、地域水道ビジョンで示す平成 32 年度までの期間中において、1 系統のみで運用することも考慮して、1 系統だけで 1 日平均配水量 13,070 m³ (期間中の最大値) の 60% を確保することを前提に、時間係数 1.7 として、ポンプ容量を 3.15m³/分から 4.2m³/分に変更して給水の安全性を高めるとともに、更新後には 2 系統の吐出圧力の運用を容易にするなど冗長性を持たせています。

さらに、設備更新計画完了後に事業拡張を行っても支障のないポンプ揚程等を考慮した諸元となっています。

また、非常用発電設備は撤去されるのみで更新しませんが、もう 1 系統の現有設備でその機能が十分に果たせることから統合することにした旨の説明を受けました。

さらに、耐震性を考慮した継手採用やボルト荷重対応など、災害に強い生活インフラの実現を図っています。

なお、耐震性向上のために仕様や機能がアップされた諸元については、設計図書でその必要性を明確にしておくことが望まれます。

(4) 施工方法や工期設定

印旛広域水道からの受水の確実な継続のために、不断水工法を採用するな

ど、工事期間中の系統切替えについても十分な配慮をしています。

既施設撤去に際しては、平場での解体を行って安全性に考慮しているほか、施設設置年次からはアスベストやP C B、鉛その他特別危険物管理物等の発生が考えられますが、本工事ではアスベスト含有を前提に実施しています。

工期については、設備製作期間等を 6 ヶ月、設置に 3 か月を見込んで 9 ヶ月として年度内完工を前提とした発注を行っています。

(5) 維持管理への配慮

施設更新によって、維持管理が飛躍的に容易になるだけでなく、効率も格段に向上します。また、水中ポンプ採用によって配管系統は短くなり、維持管理対象部位が大幅に減少します。

これに伴い、ポンプ棟を倉庫として活用し、現在、やむを得ず数か所に分散し保管している書類等の整理整頓ができ、維持管理及び運営の向上が期待できます。

3.3. 積算における着眼点

(1) 積算基準、単価等

適用された積算基準図書類は次のとおりで、単価設定については、刊行物調査並びに見積り調査を行っています。

- ・ 平成 24 改訂版 水道事業実務必携 **全国簡易水道協議会**
- ・ 下水道用設計積算要領ーポンプ場、処理場施設(機械・電気設備)編ー2010
社団法人日本下水道協会

なお、見積り調査は、入札参加の可能性がある業者に対する見積り調査は妥当といえませんが、当該工事においては、ポンプ等オーダーメイド設備の製作や販売(特約店制度等)の商取引習慣上、更に、施設の特性からメーカーを指定し、条件付き一般競争入札とするなどの特殊事情からやむを得ないものと思慮します。

(2) 数量・積算金額のチェックシステム

積算は、成果品を市の担当者によるダブルチェック体制として違算防止を行っています。

なお、発注者による確認としては、類似設計書との対比等によるチェックも望まれるところです。

(3) コスト縮減等の工夫

従来の陸上型ポンプから水中ポンプに変更して、配管系統をシンプルにするとともに維持管理も容易になります。これに伴い、ポンプ棟を倉庫として活用し、現在、やむを得ず数か所に分散し保管している書類等の整理整頓ができ、維持管理及び運営の向上が期待できます。

(4) 安全対策費

安全対策費はその実効性を担保する意味から別途計上が望まれます。本工事では仮設並びに交通誘導員について積上げ計上しています。

なお、現場には一般立入りがなく、一般交通と遮断できることから、誘導員は搬入時等に限って配置されています。

(5) 建設副産物、廃棄物処理

産業廃棄物処理として、撤去すべき設備の設置年次を考慮してアスベスト含有を見込んだ計上がなされています。但し、アスベスト調査費用の計上、若しくはアスベスト含有を前提とした施工条件について発注者による明確な明示がありません。

また、いわゆる建設リサイクル法に基づく建設副産物への対応としては、建設リサイクル法は、リサイクル品の使用をうたうだけのものではなく、工事で発生した建設副産物をリサイクルの流れに入れ込んで適正処理することを本旨としています。

契約書には建設リサイクル法第 13 条に基づく書類添付が定められており、対応にあたっては、法の趣旨を十分踏まえた適正な履行を要請します。

(6) グリーン調達

グリーン調達の趣旨の反映としては、全庁的にグリーン購入法についての理解が進んでおり、本工事では再生材使用やエコ電線採用を図っています。

3.4. 契約における着眼点

(1) 施工者等決定経緯

富里市では 3,000 万円以上の建設工事は一般競争入札とし、電子入札にて実施しています。

本工事は、条件付一般競争入札にて 2 社の応募があり、福井電機株式会社が 210,000,000 円(消費税含む)で落札決定しています。

落札率は、設計金額に対して 94.2%です。

なお、工事監理は、設計者である株式会社 環境技研コンサルタントとの間で、798,000 円(消費税含む)の随意契約がなされています。

なお、設計変更は発生していません。

(2) 契約書類等の確認

契約書類綴り等によって完備状況を確認しました。

下請業者選定通知書、特定建設業の許可(通知)、緊急時連絡網表、前払い金請求書、保証証書(前払金保証)、着工届、現場代理人及び監理技術者等届、工事監督員通知書。

なお、40%相当額が前払金として支払われています。

3.5. 工事監理・施工における着眼点

(1) 施工計画・施工体制

本工事は、発注者(総括監督員、主任監督員の他、監督員 2 名体制)、工事監理者(業務委託)、施工者の三者によって業務体制が組まれています。定例会議は開催していませんが、施工者提出による打合せ協議簿と工事監理者による報告簿で工程管理されています。

施工者提出の「施工計画書」綴りにおいて、工程表、現場組織、施工方法、緊急時の連絡体制、安全管理、仮設計画、環境対策等、必要事項が記載されていることを確認しました。

また、施工体制台帳、施工体系図の提示を受け、下請負業者を含む施工体系全体を確認することができました。

工事監理者は、単に承認印を残すだけでなく、施工者提出書類の確認・審査過程を記録した上で自ら報告簿を作成しており、適正な業務執行を実施しているものと高く評価します。

なお、契約書 13 条に定められた「履行報告」として月毎の進捗率の報告が求められていますが、本工事では、いわゆる月次進捗率を把握するための判断基準がなく、あくまで工事経過日数から算定している状況です。設備の製作・納入・据付けが中心であるという事情や工事監理者によって工程毎の把握がなされ、概ね予定どおり進捗しているとのことでしたが、機能試験日や製品納入日など、何らかの出来高基準を定めることで、出来高に基づいた進捗率を把握して工程管理するよう要請します。

(2) 品質管理、立会確認等

施工者提出書類(打合せ協議簿)並びに工事監理者報告簿により、材料搬入報告、メーカー工場製作品の試験関係報告を確認しました。

また、水道事業という特性上、衛生面を重視する必要があることから、法令に則り現場常駐の必要がある現場代理人について腸内細菌検査を実施しています。

なお、記録写真については、各種記録簿との照合や管理の容易さ、施工者だけでなく発注者における偽装防止にも役立つという市民目線の観点、発注

者と施工者の適正な連携のためにも日付の写し込みが望まれます。

この他、CORINS の登録について確認しました。

立会確認については、監督職員が発注から工事完成までの各段階で確認すべき内容を網羅したチェックリスト等に従うことで、恣意性を排除した上で管理に遺漏がない方法を検討するよう求めます。

3.6. 環境保全における着眼点

(1) 周辺環境への配慮

工事現場は、水道事業所敷地内であり、一般市民が現場周辺を通り抜ける状況ではなく、必要箇所について一般立入りを制限しています。

なお、運用を止めることができない水道事業の特性上、工事対象の系統切離し等において夜間工事を実施せざるを得ないため、周辺住民 20 世帯に対して説明を行って理解を得ました。

(2) 廃棄物処理について

廃棄物処理については、仕様書において廃棄物に関する処理を義務づけており、廃棄物処理の委託契約形態並びに産業廃棄物の運搬・処分が適正に行われていることを確認しました。

特に設置年次からアスベスト含有が確実視されますので、その処理契約もアスベスト処理を前提として適正に行われていることを確認しました。

しかしながら、工事に先だってアスベストの存在を提示するのは発注者の役割となっており、石綿障害予防規則では作業場所にアスベスト事前調査結果を提示することが義務づけられています。事前調査せずにアスベスト含有前提で工事を行うのであれば、それらの施工条件を明確に提示する必要があります。

(3) 建設リサイクルについて

建設副産物の管理対象は、契約書添付が義務づけられている建設リサイクル法第 13 条に基づく再生資源利用計画書によれば、路盤材、コンクリートガラとなっています。

なお、再生資源利用計画書以外にも、建設リサイクル法や「千葉県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」に基づき適正に運用する必要がありますので、今後十分な改善を求めます。

(4) 騒音、振動について

低公害型車輛・機械を使用していることを確認しました。

3.7. 安全衛生における着眼点

(1) 安全衛生管理体制

調査日の時点で、特定元方事業者、時間外労働といった労働基準監督署への届け出るべき書類が提出されていませんでした。早急な対応を求めるとともに、発注者による指導を期待します。

安全衛生推進員の巡視点検、月 1 回の安全衛生協議会開催を確認しましたが、毎日の定例巡回・安全パトロールの実施が確認できませんでした。

(2) 緊急時の管理体制

労働災害発生時の初期対応と体制について整備し、緊急時連絡図を周知していることを確認しましたが、連絡先については緊急時に実効性のある携帯電話連絡先の記載が望まれます。

(3) 労働者の安全記録と資格管理

作業日報によれば、1 日あたり入構者は最大で 12 人程度とのことです。

新規入場者記入簿によって、新規入場者の管理状況や法定技術者を含む保有資格について確認できました。

また、工事災害で最も多いのは転落事故ですが、これまでに労働災害は発生していないとの説明を受けました。今後、施工が本格化するにあたり、開口部の安全管理や立入防止の徹底が望まれます。

なお、アスベスト処理については、レベルⅡに相当する断熱材が含まれており、その作業にあたっては石綿作業主任者の配置並びに作業者に対する安全教育の実施が必要となります。

3.8. 施工現場における着眼点

以下の点について現場で確認しました。

(1) 出来形及び施工の状況

調査日には、大型クレーンによる既設ポンプ等撤去作業を実施しており、撤去状況の他、ポンプ室、配水池の状況に加え、今回工事対象外となるもう 1 系統のポンプ室、非常用電源装置等を確認しました。

(2) 現場での掲示確認(施工体系図、安全衛生管理体制組織図など)

建設業の許可票、労災保険関係成立票等について、現場掲示を確認しましたが、掲示場所が現場内の一般立入制限区域となっています。

掲示の趣旨に鑑み、一般市民が確認できる場所に掲示することが望まれます。

- (3) 本工事の法定配置技術者(監理技術者)の資格者証の確認
書類審査における提示により確認しました。
- (4) 現場備付書類の状況
書類審査の場にて持参書類を確認しました。

4. 調査結果と評価

4.1. 総合評価

富里市浄水場施設更新工事に係る施工の確実性、経済性、有効性及び効率性について技術調査を実施しました。

書類並びに現場での調査の結果、おおむね良好であると評価いたします。

なお、一部指摘すべき事項を **4.3. 指摘事項** に示します。

4.2. 個別評価

以下に技術調査項目毎の評価を示します。

(1) 事業計画

本工事は、設備の老朽化等により、設備更新を行う必要があるとの判断に基づき、設備更新計画が立案されて今回の工事に至っています。

重要な生活インフラとして、常時の給水に支障が起きないように万全を期す必要があり、かつ災害時における地域住民の安心と安全を守り防災機能の向上を図る必要があることを踏まえた優先度の高い事業であると判断されます。ひいては、BCP(事業継続計画)の思想を内包していると評価します。

(2) 設計

適切に設計が行われていると判断されます。

施設更新後の拡張を見据えた更新4ヶ年計画、昨年発生した漏水事故を踏まえたさらなる冗長性の確保に加え、これらに基づく本工事計画においても、断水が許されない生活インフラとして給水安定性を第一に考えた設計となっていると思慮します。

なお、耐震に関する機能向上等については、設計図書で具体的に明確化しておくよう要望します。

(3) 積算

積算における見積り調査において、入札参加の可能性がある業者に対する見積り調査は妥当といえませんが、当該工事においては、ポンプ等オーダーメイド設備の製作や販売(特約店制度等)の商取引習慣に加え、施設的な特性からメーカーを指定した条件付き一般競争入札とするなどの特殊事情から、やむを得ないものと思慮します。

見積り調査にあたっては、基本事項を遵守の上、妥当性の一層の向上に努力するよう要請します。

(4) 契約

契約に関して適正に実施されていることを確認しました。

(5) 施工・工事監理

施工計画は、定められた内容が適正に作成され、工事監理者との協議を経て、監督員の承認を得ています。本工事では、定例会議は設定されていませんが、施工者の提出書類並びに工事監理者の報告簿で適切な管理がなされていることを確認しました。

水道施設の特性に鑑み、常駐する現場代理人に対して腸内細菌検査を義務づけています。

なお、着工前に提出すべき労働基準監督署への届出書類が未提出でしたので、速やかな改善を求めます。

また、機能試験日や製品納入日など何らかの基準を定めて、出来高に基づいた進捗率による工程表管理を行うよう要請します。

(6) 環境保全

アスベストを含む廃棄物処理、リサイクル、環境保全等について適正に執行されていますが、着工前段階でアスベストに関する事前調査を発注者の責務で行って含有状況を提示する必要があります。

リサイクルについては、発注者、施工者、工事監理者ともに、改めて建設リサイクル法の趣旨を理解の上、適正な運用をしていただくよう要請します。

(7) 安全衛生

施工計画書に掲げている安全目標の徹底を図っていますが、一部、安全管理体制が有効に機能していない状況が見受けられますので改善を求めます。

(8) 現場状況

特段問題は見受けられませんでした。建設業の許可票、労災保険関係成立票等については、一般市民が確認できる場所に掲示することが望まれます。

4.3. 指摘事項

技術調査における指摘事項について示します。

(1) 今後の安全管理の徹底について

今後、施工が本格化するにあたり、開口部の安全管理や立入防止の徹底が望まれます。アスベスト対策を含め、作業従事者の安全対策はもとより、一般立入防止策の徹底について再確認をお願いします。

(2) 契約事項の適正な履行

建設リサイクル法の趣旨に則った実施、火災保険の写しの添付など、契約図書で明記されている事項について、一部適正な運用に至っていない事項が見受けられました。

また、施工者には、安全衛生や施工管理上、必要な届け出や巡回記録保管がなされていない事項が見受けられます。

速やかに適正な運用を行うよう求めます。

(3) 工程管理について

本工事では出来高による工程管理が実質的に行われておらず、工事経過日数で把握しているのみです。工事内容の特性から把握が難しい側面はありますが、機能試験日や製品納入日など何らかの出来高計上基準を定めて、出来高進捗率による工程表管理を行うよう要請します。

(4) 工事記録写真

特記仕様書や撮影要領には明記されていないものの、発注者と施工者の適正な連携を確保するとともに、市民の視点から確実な施工管理を実施する意味でも写真撮影日付の写し込みが望ましいと考えられます。

今後、検討されることを期待します。

おわりに

多くの工事関係者のご協力を得て、技術調査を順調に終えることができたことに深く感謝いたします。

調査結果が今後の工事に役立つことを願うとともに、本工事が重要な生活インフラ整備として、地域の住民生活に資することを心から祈念申し上げます。